

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 16 年 12 月 26 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
1 農業委員会の委員については、新町に 1 つの農業委員会を置き、両町の農業委員のうち選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 18 年 3 月 31 日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 また、両町の推薦委員は新町発足の前日に失職し、新町発足後に新たに議会推薦委員 4 名、農業協同組合推薦委員 1 名及び土地改良区推薦委員 1 名を選任する。 2 選挙区制は導入しないこととする。 3 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は 20 名とし、合併後初めて行なわれる一般選挙から適用する。		

平成 16 年 12 月 26 日 (確認)・継続審議